

## 議案第6号

### 鳥取県防災会議条例の一部改正について

次のとおり鳥取県防災会議条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例

鳥取県防災会議条例（昭和37年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(委員の数)

第2条 法第15条第5項第5号から第8号までに掲げる委員の数  
は、60人以内とする。

(委員の任期)

第3条 法第15条第5項第6号から第8号までに掲げる委員の任期  
は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残  
任期間とする。

2 略

(委員)

第2条 法第15条第5項に掲げる委員のうち第5号から第7号まで  
の委員の数は、それぞれ次の各号に掲げる数の範囲内とする。  
(1) 法第15条第5項第5号の規定により知事が指名する者 12  
人  
(2) 法第15条第5項第6号の規定により知事が任命する者 4  
人  
(3) 第15条第5項第7号の規定により知事が任命する者 26人

(委員の任期)

第3条 法第15条第5項第6号及び第7号に掲げる委員の任期は、  
2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期  
間とする。

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。